

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月13日

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄 大介

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町三丁目47番10号

【縦覧に供する場所】 株式会社伊藤園横浜緑支店
(神奈川県横浜市緑区霧ヶ丘二丁目7番11号)
株式会社伊藤園八千代支店
(千葉県八千代市大和田新田672番地4)
株式会社伊藤園大宮支店
(埼玉県さいたま市見沼区春岡三丁目20番地4)
株式会社伊藤園尼崎支店
(兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目5番33号)
株式会社伊藤園静岡支店
(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)
株式会社伊藤園堺支店
(大阪府堺市北区北花田町二丁目202番地)
株式会社伊藤園名古屋東支店
(愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目1406番地)
株式会社伊藤園福岡支店
(福岡県福岡市博多区金の隈一丁目21番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長本庄大介は、当社の第49期第1四半期(自平成25年5月1日至平成25年7月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。